

新	旧
<p>（発注者の解除権）</p> <p>第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>二 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>2 発注者は、受注者が、第34条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>（契約が解除された場合等の違約金）</u></p> <p><u>第32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第36条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるとき</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>二 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>2 発注者は、受注者が、第34条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第36条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるとき</p>

は、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第32条の2第2項によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

は、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。